

令和4年度福島県動物愛護推進懇談会議事録

1 日 時 令和5年2月3日(金) 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 ふくしま中町会館 6階 北会議室(福島市中町7番17号)

3 出席者

A委員:公益社団法人福島県獣医師会の代表

B委員:動物飼養管理者の代表

C委員:福島県動物愛護ボランティア会の代表

D委員:学識経験者

E委員:公募による県民の代表

※ その他、福島市、郡山市、いわき市、福島県動物愛護センターが同席し、事務局は福島県食品生活衛生課。

4 議題

(1) 福島県内における「動物愛護」の現状及び課題について

「地域猫活動」について ～猫の引取り数及び殺処分数を削減するための一方策～

(2) 福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について

ア 令和3年度動物愛護管理事業の実績及び評価

イ 令和4年度動物愛護管理事業の実績(中間)

(3) その他

令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の4次施行について

5 配布資料

(1) 議題(1)関係

資料1 福島県における「動物愛護」の現状及び課題について

(2) 議題(2)関係

資料2 福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について

(3) 議題(3)関係

資料3 令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の4次施行について

6 議事

【座長:A委員(以下「座長」という。)] 本日の議題は3つあります。1つ目が、「福島県内における動物愛護の現状及び課題について」。2つ目が「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」。3つ目が、その他「令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の4次施行について」の計3題です。

それぞれの議題について事務局から説明をいただきますので、皆様には各立場から忌憚のない御意見をお願いします。

それでは議事に入ります。まず最初の議題、「福島県内における動物愛護の現状及び課題に

ついて」、説明をお願いします。

【事務局】（資料1により説明。）

【座長】 いま説明がありました内容を整理しますと、1つ目は、本県では猫の引取り数及び殺処分分数が多く、特に所有者の判明しない子猫の割合が多い。2つ目は、他自治体においてはこれらの減少を目的に地域猫活動に取り組む例が増えてきている。3つ目は、本県において今後地域猫活動を推進するために行政等それぞれが担う役割はどのようなものであるかということでした。

それでは委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

地域猫活動は何と言っても地域住民が主体の活動なので、まずは公募による県民の代表であるE委員に御意見を伺いたいと思います。

【E委員】 飼い主のいない猫を地域の住民で見守り一代限りの命を全うしてもらうためには、行政、獣医師会、ボランティア、地域住民が協同で取り組むことが大切だと思います。

それぞれに役目があると思いますが、行政には地域猫活動をしている活動の把握や話し合場の提供をしていただき、獣医師会には猫の病気・習性についての相談や、避妊去勢手術についての協力をいただけると良いと思います。また、地域住民は猫の世話人という形で、命を全うするまで面倒を見てもらい、その際ボランティアからは飼育の助言やスキルを提供してもらうというような形で、皆で協力して見守っていくということが理想的だと思います。

【座長】 これから地域猫活動を進めるにあたっての方向性など、事務局からいかがでしょうか。

【事務局】 確かにいま委員がおっしゃったように、それぞれの役割についてはある程度分かっていると思いますが、その四者を繋ぐ方法や活動のきっかけがまだ見つからないという状況にあると思います。

また、県民の中で“地域猫活動とは何か”ということがまだ浸透していないと思うので、まずは地域猫活動の周知について、行政が一生懸命に取り組まなくてはならないと思います。

【郡山市】 本市では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の一部助成を平成30年から行っています。3世帯以上で登録していただいた団体を対象として、オスは1頭あたり4千円、メスは8千円で助成を行っており、給餌やトイレの清掃などの適正飼育と、不妊去勢手術を推進していただいております。

制度が始まったときは周知がなかなか上手くできず、また、補助費がオス3千円、メス4千円と低かったので実績に繋がらなかったのですが、周知方法の見直しや、令和3年度に補助費の増額を行ったところ、徐々にではありますが、利用する団体が増えてきています。

今後も、広報誌や市民課の電光掲示板、フリーペーパーなどで制度を周知し、活動を推進して

いきたいと思います。

どうしても車庫で子猫を産んだであるとか、空き家で猫がいっぱい増えてしまったという苦情が依然として保健所に寄せられるので、すぐには解決できる問題ではありませんが、助成制度の案内をはじめとする対応の中で、地域猫活動も広めていければと考えております。

【座長】 地元の獣医師会とタイアップしていることなどはありますか。

【郡山市】 今のところは特にありません。ただ、“地域猫ならちょっと値引きしてあげよう”といった御配慮をいただいている動物病院さんもありますので、非常に助かっております。

【福島市】 福島市でも令和2年度から不妊去勢手術の助成を実施しております。助成額は当時オス3千円、メス4千円でしたが、やはり低いということで、令和3年度からはオス4千円、メス8千円に増額しました。

郡山市さんと同じように団体を組んで申請していただきますが、当時は3人以上を団体の条件としておりましたところ、それはなかなか厳しいという声もあったので、去年からは2人に緩和して促進を図っております。

また、制度を広げていくためには、やはり広報がとても大事だと思うので、係で作成している冊子のほか、今後は市政だよりなどでもPRをしていきたいと思います。

その他、今年に入って、団体さんを集めた情報交換会のようなものを開催しました。今後こういった団体間の情報共有の場を設けていきたいと思っております。

【いわき市】 当市の場合は、所有者のいる犬猫の不妊去勢手術の助成から始まり、その後、所有者のいない猫に対する助成が始まりました。助成額は、所有者のいない猫については上限額になりますが、どちらの場合もオス3千円、メス4千円です。郡山市さんと同じく、市内で活動されている愛護団体の方々もしくは地域で3名以上でグループ登録いただいた団体を対象としております。

市では制度についてリーフレット等で周知をしておりますが、現在、愛護団体以外で補助金を受けて活動しているのは1地区だけであり、多くの場合、猫の苦情や相談があった際に助成制度の案内をしても、地域でまとまっていうところがハードルとなり、申請には至らないという状況です。

やはり“地域での”活動を市民に根差していくとなると、行政側としても地域に入って説明を行い、理解を広めていくことが必要だと思いますが、なかなかそこまでは取組めていないというのが実状であると思っています。

【動物愛護センター】 地域猫活動が有効なことは分かるのですが、果たして活動を地域がまとまって続けていけるのかということが一番の課題であると、日々苦情を受けている我々としては感じます。

地域がまとまるためには、例えば、取りまとめ役を立てて、地域の意見をまとめ上げるとか、その上で行政側に働きかけをするとか、そういった“下地”のようなものが必要なのかなと思います。

【座長】 そうですね、そこが一番難しいところだと思います。

それでは続いて、委員の方いかがでしょうか。

【B委員】 従来から野良猫や様々な野生動物が日本にはいたにも関わらず、欧米社会の動物に対する考え方がメディアから入ってきたりした結果、“野良猫は可哀想”“保護しなければいけない”という思いだけが先行してしまっていると感じます。餌さえ与えていれば野良猫は幸せであると考える方もおり、そうして猫が増えれば、猫が嫌いな人とのトラブルや糞尿の問題が当然発生します。

そういった問題を解決するのに、地域猫活動が一番良い考え方であるとは思いますが。ただ、皆さんがおっしゃるとおり、それを組織化して横の関係を繋ぐことが課題としてあり、また、行政が入るということで“税金”の面から疑問を抱く方も出てくると思います。

こういった活動についてはいろんな考えの方がいるので、ある特定の地域での地域猫活動を、行政が推進(支援)していますと大々的に掲げるのは難しい面もあるのではないかと思います。一方で、あまりにも広報が少なければ、“勝手にやっている人がいる”という苦情になってしまうため、その兼ね合いについては検討が必要だと思います。

なので、まずは地域猫活動そのものについて、様々な方に知っていただくということがやはり重要ですが、そのためにはとても長い時間がかかると思います。

【事務局】 地域猫活動は一見猫のためのように見えますが、実際には、野良猫の増加により引き起こされる糞尿問題など、地域の生活環境悪化を防ぐための取り組みです。

昨年10月に福島県獣医師会の事業として、地域猫活動を成功させた仙台市の花壇地区という地区の区長さんに御講演をいただきましたが、その際にも、地域猫活動は地域・街づくり事業の一環として、街やそこに暮らす住民のために取り組んでいたとお話がありました。

そういった取り組みの意義を知っていただければ、税金の面で気にされる方や、猫の嫌いな方に対しても理解は得られるのではないかと思います。

【座長】 中核市さんで地域猫活動に関する事例を何か御存知ないでしょうか。

【福島市】 先日、市内のある自治会役員の方から、地区で野良猫が多く、また、餌やりだけをしている人がいるため、今後地域猫活動を検討しているといった相談がありました。そこで、まずは市で役員会に赴き、地域猫とは何かということや、地域猫活動の進め方について講習を行ったという事例がありました。

その自治会で地域猫活動を行うには全住民の合意が必要となるということで、今後総会で話し合いがもたれるそうですが、一応そこまで行っている自治会もあるということで、今後に期待してい

るところです。

【座長】 今後、福島市として何か関与していくようになるのでしょうか。

【福島市】 相談や説明程度の関与になるかと思いますが、まだ未定です。

【事務局】 花壇地区の事例では、日中働いている方がどうしても多いということで、自治会の説明会は休日の夜7時からといったケースが多かったそうです。

しかし、行政にとってのいわゆる時間外であっても、仙台市は自治会の説明会に来て丁寧に説明をしてくれたという話も聞いたので、地域猫活動を広めるためには、私達は私達でそういったきめ細やかな対応が必要になってくるのだと思います。

【C委員】 根本的に野良猫と飼い猫の完全な区別をつけることが大事なのかなと思います。外にいる猫はみんな捕まえて避妊去勢すればいいというわけでもないと思いますし、飼い猫は外に出さないということや、避妊去勢の重要性についての周知が必要だと思います。

昔から野良猫はいましたし、存在してはいけないということではないと思います。問題は、ただ野良猫に餌をあげているだけで、避妊去勢はお金もかかるからしないといった方がいることだと思うので、本当に長い目で見て、動物との共生や命の大切さというのを、まず周知していくことが大事なのかなと考えます。例えば、小学校への獣医師派遣事業の回数を多くしたり、“年に1回ワンちゃんきて楽しいね”だけではなく、子供たちみんなに命の大切さが伝わるように、もうちょっと突き詰めた話をしたりといったことも必要かなと思います。

それと、年に1回、獣医さんのセミナー(猫の飼い方講習会)があり、私も聴かせていただいたんですが、せっかく良いお話が聴けるチャンスなのに参加人数があまりにも少なかったです。来ていた方達は、自分から探してセミナーを知ったという方が多かったようなので、ふと目に付くような広告やアピールをしていただくと、もっと色んな方に知ってもらえると思いました。

【事務局】 そもそも野良猫とは、元々飼われていた猫が捨てられた等したものなので、地域猫活動はもちろんですが、それと並行して猫の適正飼養を徹底していく必要があります。

一般的に野良猫の寿命は5年ほどと言われており、無責任な餌やりをしている人がいなければ、そこまで爆発的に増えることはありません。ある地域で猫が多いということは、やはり誰かが自然のサイクルを崩す餌やりをしていると考えられるので、そういったことを防ぐため、適正飼養の普及啓発などの取組みを引き続き行っていきたいと思います。

【D委員】 私は県が開催する猫の飼い方講習会で講師を務めたんですが、参加者の方々は、猫ちゃんを大事に飼おうとか、好きな猫だからどういう病気があるのか知りたいということで聴きにきた方がほとんどであり、野良猫が可愛いから餌だけあげているといった方はいませんでした。こう

いった方々にもお話を届けたいのですが、なかなかそれができないのが歯がゆいところです。

【座長】 ありがとうございます。

(福島県獣医師会の代表として)私からですが、獣医師会として地域猫活動に取り組むということには会員の賛否が分かれるところだと思うので、獣医師会の大きな事業として動かしていくには時間がかかると考えています。最終的に動くのは獣医師会の中でも有志の方々になるとは思いますが、何らかの支援ができるようなシステムが組めればいいなと、しかし、現状ではもうちょっと時間がかかりそうだと考えています。

また、先ほど事務局から、ボランティアや獣医師会との連携という話がありましたが、この会議のような話し合う場を設けるとするのは比較的实现しやすいと思います。やはり一番難しいのは、先ほど動物愛護センターさんが言ったように、現実的にどうやって地域猫活動をする方向にその地域を持っていけるかということだと思います。

【事務局】 郡山市さんの助成制度は3世帯1グループということだったんですが、その3世帯だけしか地区にいないということはないと思うので、活動に際し地区で何か問題などは起きないのでしょうか。

【郡山市】 当市では、グループに郡山市在住の方を最低1人含むこととしていますので、離れた知り合いの方なども含めた3世帯で活動を行っている場合もあります。

なお、餌場や猫のトイレは、公園などではなく、その郡山市在住の方の庭に設置していただくというような形で申請、管理をしていただきます。

【事務局】 今まで活動外の人から苦情が来たことはないんですか。

【郡山市】 今のところはありません。

猫が嫌いな方に対しては、地域猫活動について丁寧に説明をしていますが、結局は猫の嫌がる木酢などをホームセンターで買ってきて自分で対処しているという話は聞きます。

先ほどから議論がありますように、どうしても住民間で温度差があるので、なかなかそこが苦労している点です。

【座長】 県としては、苦情がよせられたときに、地域猫活動に結び付けるための取組みなどは何か行っていますか。

【動物愛護センター】 ボランティアで野良猫を避妊去勢してリリースしているという団体さんが管内にありますが、猫が嫌いな人からそれに対して電話がくることがあります。ただ、その地区で始まったことであれば、やはりその地区で解決するというのが一番いいのかなと私は思います。

日々苦情だらけの状況からも、その地域の方々みんなが納得するような方策を打ち出すことは本当に難しいと感じています。一件一件そういった案件を精査しながら丁寧に説明していくしか今のところ方法はありません。先ほど郡山市さんが言ったように、自己防衛していただくというのもひとつの方法かなと思います。

それで、地域猫活動を実施している近隣自治体である青森県に事業の内容などを聞いてみたんですが、青森県では自治体や行政区、個人的な世帯から地域猫活動をやりたいという申請が上がって初めて県が動くというシステムだそうです。その申請に基づいて、今後の適正な管理が行えると判断した場合は、その地区にいる野良猫を連れてきてもらい、愛護センターで職員が避妊去勢をするという活動だそうです。

【座長】 獣医師会はあまり関わらないのでしょうか。

【動物愛護センター】 そうですね、あくまでも行政でそこまで行うということだそうです。

ただ、その地区のその後の管理に関する苦情などは、申請に来た代表の方が対応して、行政は関わらないというように整理しているそうです。

今まで5市町から申請が上がリ、5頭の避妊去勢をしてリリースしたということでした。なかなかまだ実績には結びついていませんが、青森県としてはこういった取組みを始めたとのことでした。今のところ苦情はないそうです。

【座長】 私の感覚では、福島県では地域猫活動についてまだ浸透していないので、自治体から声があがる可能性はかなり低いと思うのですが、どうでしょうか。

【事務局】 地域猫活動は“1回やれば終わり”ではなく、新宿区や代々木公園の地域猫活動では、猫がいなくなるのに15年かかったそうです。なので、そういった点も含めて地域の合意を得るというのは、非常に根気や時間が必要になると思います。

一方、地域猫活動とよく混同される活動に、捕まえて(Trap)、不妊去勢手術をして(Neuter)、元のところに戻す(Return)ことだけを行う、“TNR活動”というものがあります。他県では、殺処分される数を少しでも減らしたいという思いから、当初、地域猫活動を検討していたものの、地域住民の合意形成が上手く進まず、最終的にはTNR活動を支援しているという自治体もあるようです。

【座長】 行政で職員の方が不妊去勢手術を行うケースは多いんですか。

【事務局】 最近多くなってきているようです。宮崎県や群馬県でも行政で不妊去勢手術を行っているようです。

なので、将来的には福島県もそのようにできればいいなとは思っています。

【動物愛護センター】 センターでは、譲渡動物に関しては避妊去勢手術をしております。

【事務局】 センターで実施する手術は、原則、成猫・成犬が対象ですが、職員のスキルアップという面からも、今後、場合によっては獣医師会の先生に手術や支援をしていただくといった連携がとれたらいいなと思っています。

【いわき市】 地域猫活動の推進には、地域にキーマンとなってくれる人がおり、また、その方が地域をまとめ上げていけるかどうかという点が一番重要であると思います。そのためには、行政としても地域への説明等話し合いを重ねていく必要があるので、三者三様の思いがある中でまとめていくということは、やはり根気や時間が必要かなと思います。

【座長】 はい、ありがとうございます。

たくさんの御意見をいただきありがとうございました。それではまとめとして、事務局から発言をお願いします。

【事務局】 本日様々な御意見をいただき、やはり地域猫活動は行政主体でできるわけではないので、今後、まずは県民の方に地域猫活動について丁寧に説明し、周知を進めていきたいと思っています。

そして、地域猫活動を始めたいという声が地域から自発的に上がったときに、協力を求められるボランティアさんなどを、今後探していかななくてはならないと考えています。

【座長】 ありがとうございます。委員の方々よろしいでしょうか。

それでは、今回いただきました御意見について、今後、福島県の地域猫活動を検討する際の参考にさせていただき、本県における猫の引取り数や殺処分の削減に繋げていきたいと思っています。ありがとうございました。

続きまして2つ目の議題、「福島県動物愛護推進計画の進行管理について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(資料2により説明)

【座長】 はい、ありがとうございました。

いまの説明に対して委員の方々から御意見や質問はございませんか。

資料2には“猫の苦情件数”について記載がありませんが、県の指標に猫の苦情件数を入れていない理由は为什么呢。

【事務局】 この動物愛護推進計画は国の指針に基づいて県が作成したもので、どこの自治体で

も作成しておりますが、初めて計画を策定した平成18年度当時の主流は“犬”でした。この基準の数字を見ていただいてもわかるとおり、犬の捕獲頭数は2,229頭で、今の10倍です。犬の捕獲は狂犬病予防法や県の条例の規定に基づき行いますが、猫には繋いで飼わなければならないというような法令上の規定がないことも、指標にならなかった理由だと思います。

しかし、来年度はちょうど推進計画の見直しの時期であり、当時設定した目標を既に達成している項目もあるので、代表指標自体、見直しが必要な時期なのかなとは思っています。

【座長】猫の苦情件数を数値で示していくことで、地域猫活動の必要性などに関してより説得力が上がると思います。

中核市さんから何か意見や質問はないでしょうか。

【郡山市】やはり犬の苦情と同じくらい、糞尿の被害や植木を壊されたといった苦情があります。

【事務局】猫の苦情は犬に比べて対応を行ったことが目に見えづらく、また、対応に時間がかかる場合が多いです。例えば、犬が放れているという苦情があれば、現地での捕獲や捕獲箱の設置といった対応を行います。これらの対応は苦情主の目にも映りやすいです。しかし、猫については、毎日どこかの猫が来て糞をしていくというような苦情を受けても、職員が毎日見張るであるとか、迷惑しているならと捕獲することはできず、また、どこの誰の猫か分からない場合も多いので、対応に時間がかかったり、そもそも対応が困難だったりした結果、“相談したのに何もしてくれていない”ということに繋がりがやすいです。

【動物愛護センター】1件で3年くらい続いている猫の外飼いに関する苦情もあります。

犬と違い、猫には繋いで飼わなければならないとか、外で飼ってはならないといった規制がないので、我々も強制的な指導はできず、あくまでも“お願い”するしかありません。結局は飼い主さんの考え次第になってしまうので、苦情主さんとの折り合いがなかなかつかず、長引くケースが多いです。

【いわき市】肌感覚ですが、最近猫の苦情件数が多くなってきているように感じています。また、電話1件の長さも猫のほうが長いように思います。

やはり犬の場合は狂犬病予防法に基づく捕獲ということで、行政として介入する手段がありますが、猫の場合はそれができません。やむなく引き取るにしても、“連れて来てください”と案内するしかないのです。こうなるとやはり行政に対する不満が爆発します。

なおかつ動愛法の規定で引取りを拒否できるようになっているので、そこでもう電話で延々とやり取りが続いて、職員がかなり疲弊しているという事実があります。

【座長】動物愛護センターさんは、苦情対応についてはいかがでしょうか。

【動物愛護センター】 我々としては、苦情対応はやはり“聴く”しかありません。聴いて苦情者の怒りが落ち着くのを待つしかないです。1件あたり2、3時間話す苦情もありますので、職員への精神的な負担はかなり大きいと思います。

【座長】 資料2で猫の引取り数と殺処分数について、会津が飛び抜けていますが、何か理由があるのでしょうか。

【動物愛護センター】 これは飼い主からの引取りが多かった事例で、いわゆる多頭飼育崩壊があったためです。飼い主の入院や死亡で、行ってみたら30匹40匹いたというケースであり、どうしても引取り手がなかったため、センターで引き取らざるをえませんでした。収容した猫については、(劣悪な環境で飼養されていたこと)ほとんどが病気にかかっており、殺処分せざるをえなかったため、引取り数・殺処分数ともに、どうしても多くなりました。

【座長】 相双地区の犬の苦情件数が多いのは、どのような理由からでしょうか。

【事務局】 苦情件数の内訳は“放し飼い”が多かったもので、推測ですが、住民帰還が段々進んでいる中で戻って犬を飼っている人が、以前ほどは付近に住民がいないからと放したりしているのかもしれない。

【座長】 委員の方々いかがでしょうか。

それでは最後の議題、その他としまして「令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の4次施行について」、説明をお願いします。

【事務局】(資料3により説明)

【座長】 ありがとうございます。

マイクロチップに関して、獣医師会のAIPOと環境省の法定登録とが混在しており、複雑な形になってしまっておりますが、数年後に一本化できるよう獣医師会として国にかけあっているという状況が続いています。

獣医師会が行っているAIPOでは、開業の先生でもマイクロチップから飼い主を調べて連絡することができますが、環境省の法定登録ではそれができないので、そういった点からも一本化して欲しかったのですが、現状、環境省とはかみ合っていない状態です。

県では、今後、譲渡動物には積極的にマイクロチップを入れていくということでお考えですか。

【事務局】 譲渡動物へのマイクロチップ装着は、県だけでなく、福島市さんと郡山市さんも装着す

ると聞いていますが、いかがでしょうか。

【福島市】 その方向ではありますが、担当に聞くと、マイクロチップ自体がなかなか手に入らない状況であり、譲渡の際の装着はできてないようです。

【座長】 郡山市さんは既に行われているんですか。

【郡山市】 はい。ただ、先住犬や先住猫がいてトライアルをした結果、譲渡が不成立となる場合もあるので、ある程度決まった段階で装着しています。

【座長】 いわき市さんはいかがですか。

【いわき市】 残念ながらそこまでは行っていないので、今後、検討していきます。

【座長】 委員の皆さんいかがでしょうか。マイクロチップに関して何か疑問や質問があれば、法改正によってマイクロチップの登録者数は大きく増えたのでしょうか。

【動物愛護センター】 恐らく、それほど伸びていないのではと感じています。皆さん制度自体をよく分かっていないのではないかと思います。

【座長】 獣医師会としても、震災後に力を入れて啓発したり、助成制度を設けたりしておりますが、伸び悩んでいるところです。やはり“太い針刺すんでしょ”と嫌がったり、外に出さないからということでもなかなか積極的でない飼い主さんが多いです。愛護センターさんは、何か啓発は行っていますか。

【動物愛護センター】 愛護センターでも、迷子になったときに飼い主さんが分かるようにということでマイクロチップを推奨はしておりますが、実際に装着しているという話はあまり聞こえてこないもので、義務化にならないと一般の飼い主にはなかなか普及しないのかなと感じています。

【事務局】 やはり、マイクロチップのことを知らないのだと思います。

去年12月に県の主催で防災イベントがあったときに、犬の防災や同行避難などを普及啓発するブースを設けて、マイクロチップについて実物を見せながら紹介したところ、犬を飼っている人もその小ささに驚いたり、“皮下に1回刺すだけだから痛くないですよ”と説明するとびっくりされたりということが大変多かったです。

なので、例えば動物病院でも、“マイクロチップ入れますか？”とただ聞くのではなく、実際にマイクロチップを見せながら説明をしたり、“不妊去勢手術のときに一緒に入れれば負担がないですよ”

と積極的に勧めていただくと、もっと広がっていくのではないかと思います。

【座長】何か御意見あればいかがでしょうか。D委員どうですか。

【D委員】私が診る動物は大体お年寄りなので、もう年だからそういうの(マイクロチップ)よりは病気の治療をとることが多いのですが、若い子だとペットショップから買ってきた子が入っているの、これから入ってない子が段々いなくなって、“入っていることが当たり前”になっていくと思います。ただ、それが何年後になるのかなとは感じております。

【座長】ありがとうございます。ほか質問ないでしょうか。

最後に、今回の議題とは直接関係ありませんが、先ほど資料2に出ていた狂犬病予防注射の接種率(令和3年度74.3%など)は、あくまでも行政に登録された犬における接種率です。しかし、犬を飼っている人の全てが登録をしているわけではないと思うので、例えば登録をしているのが実際の7割と仮定すると、全体の接種率は50%前後となります。この場合、狂犬病のまん延を防げるとされるWHOの基準(70%以上)をはるかに下回っており、いくら島国で検疫が厳しいと言っても、実際にはかなり危険な状況である可能性があります。

そこで、犬の“登録率”を上げるためのアイデアをお持ちでしたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】狂犬病は昭和32年以来日本で発生していませんが、これだけ物流がグローバル化している中では、いつ起きてもおかしくない状況です。

そういう意味で危機感を持たなければなりません、実際のところ、飼い主さんや市町村、場合によっては開業してる先生方でも“狂犬病ってもう過去の病気だよ、関係ないよね”という気持ちがあるところがあり、そのために登録や注射がきちんと行われないう面があるように思います。こういった意識を変えていくのは難しいことであり、我々行政としては、やはり地道に啓発や広報を行っていくしかないと思います。

また、犬の飼い主も猫の飼い主も、動物病院の先生の言うことはとてもよく聞いてくれると思うので、動物病院の先生からの指導やアドバイスもお願いしたいなと思います。

【座長】わかりました、周知をしていきたいと思います。

これで全議題が終わりということでよろしいですか。

それではこれで座長の役を終えさせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。